





たことを前提として、その引き渡し手続等を規定するたまえをとつており、引き渡し条約に基づかないで逃亡犯罪人の引き渡しの請求が行なわれた場合には、これらの規定が類推適用されものと解釈されているのであります。が、かような取り扱いは、国際的な観点からは必ずしも適当でないと考えられますので、この際、この場合における引き渡しの要件、手続等に関する規定を整備するため、この法律案を提出することといたした次第であります。

この法律案による改正の要点は、次の二点であります。

その一は、わが国に対し引き渡し条約に基づかないで逃亡犯罪人の引き渡しの請求が行なわれた場合には、一、当該犯罪人が犯したとする犯罪行為が請求国及びわが国のいずれかの法令により死刑または無期もしくは長期三年以上の自由刑に当たる罪とされていないとき、二、請求国から相互主義に基づく保証がなされないとき、三、法務大臣が、外務大臣と協議して、当該逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないと認めるときを除外しまして、その他の場合には、これに応じ得ることを明らかにした点であります。

その二は、新たに「請求国」の定義を設け、「引渡犯罪」及び「逃亡犯罪人」の定義を改める等のほか、関係の条文に所要の改正を加え、右の場合における引き渡し手続は、いわゆる仮拘禁制度を適用しないものとするほかは、引き渡し条約に基づいて逃亡犯罪人を引き渡す場合とおむね同一の手続によることを明確にした点であります。

なお、右に併し、本法案の附則により、刑事補償法の一部を改正し、わが国が外国に対し引き渡し条約に基づかれて逃亡犯の引渡しを請求した場合に、当該外国が引き渡しのために行なつた抑留または拘禁をもわが国の刑事補償の対象となる抑留または拘禁とみなすこととし、この種逃亡犯罪人の人権の保護をはかった次第であります。

以上が逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

今回の刑法の一部を改正する法律案は、いわゆる身のしろ金目的の誘拐罪及びこれに関連する犯罪について特別の処罰規定を新設しようとするものであります。身のしろ金目的の誘拐罪は近年に至りまして多発化の傾向を示し、また、数名の犯人によって共同して遂行される計画的な事案の発生を見ております。しかも、過去の実例で、誘拐された被害者が殺害され、生死不明となり、また誘拐された者が睡眠薬を施用される等の事例が少なくなく、この罪が誘拐罪の中でもとくに危険な犯罪であることを示しているのであります。さらに、この種犯罪が金を取得しようとする犯人の心情は卑劣さわまるものというべきであります。このような諸事情、さらにはこの

種の犯罪が模倣性の強いものであることをも考慮いたしますと、身のしろ金目的の誘拐罪を刑法第三二五条によつて一般的の賞利誘拐罪と同様に処罰することとしている現行刑法は、この種犯罪に対する対処するのに十分でないと考えられるのであります。この際、身のしろ金目的の誘拐罪及びこれに関連する罪について、その実質にふさわしい重い法定刑を定めることによって、この種犯罪の未然の防止をはかり、ひいてはこの種犯罪の発生によつて惹起される社会不安を除去いたしますことは、單に強い世論にこたえるといふばかりではなく、國家の刑政から見ましても、きわめて緊要なことと考えられるのであります。これがこの法律案を提出することとしたいたしました理由であります。

この法律案の骨子は次のとおりであります。

第一点は、近親その他被拐取者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を交付させる目的、すなわち、いわゆる身のしろ金を交付させる目的で人を略取または誘拐した者は無期また三年以上の懲役に処するものとし、現在の賞利誘拐罪より重い法定刑を定めようとするものであります。

第二点は、人を略取または誘拐した者が、身のしろ金を交付させ、またはその交付を要求する行為をしたときも、同様に無期または三年以上の懲役に処するものとし、このような場合に、從来、実務上は単なる恐喝罪として処理されたまいりましたものを重く処罰し得るようにしようとするものであります。

第三点は、身のしろ金目的の略取、誘拐が行なわれた後に、その犯人を對

助する目的で、被拐取者を收受し、隠匿し、または隠避させた者を一年以上十年以下の懲役に処するものとし、その他の誘拐犯人を事後に幫助する場合よりも重く处罚しようとするものであります。

第四点は、自己に身のしる金を交付させる目的で、他人が略取、誘拐した被拐取者を收受した者を二年以上の有期懲役に処するものとし、一般的に金目的による收受等の場合よりも重く处罚しようとするものであります。

第五点は、被拐取者を收受した者が、身のしる金を交付させ、またはその交付を要求する行為をしたときも、同様に二年以上の有期懲役に処することとするものであります。

第六点は、以上の罪を犯した者が、公訴の提起前に被拐取者を安全な場所に解放したときは、必ずその刑を減輕するものとし、それによつて一たびのような罪が犯された場合、犯人が被拐取者に危害を加えることを防ごうとするものであります。

第七点は、身のしる金目的の略取、誘拐の予備をした者を二年以下の懲役に処するものとし、ただ現実に略取、誘拐の実行に着手する前に自首した場合には、その刑を減輕または免除することにより、このような危険な誘拐行為の実行を未然に防止し得るようになります。

なお、以上に纏めて、右に述べました略取、誘拐及び被拐取者の收受、隠匿、隠避については、いずれもその未遂を罰するものとし、また、以上の罪はすべて非親告罪とし、よりも重く处罚しようとするものであります。

以上が刑法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

七

四

ぞ慎重御審議の上、すみやかに  
くださいますようお願ひ申し上  
る法律案、下級裁判所の設立及  
区域に関する法律の一部を改正  
法律案及び遺言の方式の準拠法に  
法律案の各案を順次議題とし  
府より提案理由の説明を求めま  
委員長 次に、予備審査のため

五百七十九条ノ二】に改める。  
第四十四条ノ二第一項中「提出シテ」の下に「所有權ニ關スル」を加え  
る。

第六十条第一項中「其登記ガ」の下に「合筆若クハ合併ノ登記以外ノ」を、  
「要セズ」の下に「其登記ガ不動産ノ合筆又ハ合併ノ登記ナルトキハ  
合併ニ因リテ所有權ノ登記ヲ為シタル旨ヲモ記載スルコトヲ要ス」を加え、  
同条第二項中「申請書受附ノ年月日、受附番号、登記権利者ノ氏  
名、住所」を削り、「登記義務者ノ氏名」に改め、同条第三項を削る。

第八十一条ノ二第二項中「測量図ヲ」の下に「、所有權ノ登記アル土地  
ノ合筆ノ登記ノ申請書ニハ合併前

○濱野委員長 次に、予備審査のため付託されました不動産登記法の一部を改正する法律案、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案及び遺言の方式の準拠法に関する法律案の各案を順次議題として、政府より提案理由の説明を求めます。賀屋法務大臣。

不動産登記法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律

不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のようにより改正する。

百五十七条ノ二に改める。

第四十四条ノ二第一項中「提出シテ」の下に「所有權ニ関スル」を加えする。

第六十条第一項中「其登記ガ」の下に「合筆若クハ合併ノ登記以外ノ」を、「要士ズ」の下に「其登記ガ不動産ノ合筆又ハ合併ノ登記ナルトキハ合併ニ因リテ所有權ノ登記ヲ為シタル旨ヲモ記載スルコトヲ要ス」を加え、同条第二項中「申請書受附ノ年月日、受附番号、登記権利者ノ氏名、住所」を削り、「登記義務者ノ氏名、住所」を「登記義務者ノ氏名」に改め、同条第三項を削る。

第八十一条ノ二第二項中「測量図ヲ」の下に「、所有權ノ登記アル土地ノ合筆ノ登記ノ申請書ニハ合併前



第一百二十五条第一項中「他ノ不動産ニ闇スル権利ノ表示ヲ為シ其権利を共同担保目録ニ掲ゲタル他ノ不動産ニ闇スル権利」に改め、同条第二項を削る。

第一百二十六条に第一項として次の二項を加える。

共同担保目録ニハ登記スベキ先取特權、質権又ハ抵当権ノ目的タル各不動産ニ闇スル権利ノ表示ヲ為シ申請人又ハ之ヲ作成スル登記官之署名、捺印スルコトヲ要ス。

第一百二十六条に次の二項を加え。

第一百二十三条第二項ノ共同担保目録又ハ第一百二十七条第三項ノ規定又ハ第一百二十九条第三項ノ規定ニ依リ送付セラレタル共同担保目録ハ前ノ登記ニ闇スル共同担保目録アルトキハ其共同担保目録ノ同一項目ノ登記所ニ同項ノ登記ヲ為スコトヲ要ス。

第一百二十八条第一項中「消滅ノ登記ヲ為シ」を「登記ヲ抹消シ」に、「他ノ不動産ニ闇スル権利ニ付キ第一百二十五条ノ規定ニ從ヒテ為シタル登記」を「共同担保目録」に改め、同条第三項を次のように改め。

この法律の施行前に不動産登記法第四十四条の規定による書面を提出してされた登記の申請で、所有権に關する登記の申請以外のものについては、なお従前の例によることを削る。

前条第三項前段ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス。同条第一項ノ四第二項後段ノ共同担保目録又ハ同条第二項後段ノ規定ニ依り送付セラレタル共同担保目録アルトキハ其共同担保目録ノ同一項目ノ登記ヲ為スコトヲ要ス。

第一百二十九条に次の二項を加え。

第一項として次の二項を加え。

共同担保目録アルトキハ其共同担保目録ニ其一箇ノ不動産ニ闇スル権利ノ表示ヲ為スコトヲ要ス。

第一項ノ登記ヲ為シタル場合ニ於テ前ノ登記ニ他ノ登記所ノ管轄ニ闇スル不動産ニ闇スルモノアルトキハ遅滞ナク其登記所ニ同項ノ登記ヲ為スコトヲ要ス。

第一項から施行する。

（経過措置等）

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に不動産登記法第四十四条の規定による書面を提出してされた登記の申請で、所有権に關する登記の申請以外のものについては、なお従前の例によることを削る。

3 この法律の施行前は合筆又は合併の登記のされた不動産に關し、この法律の施行後に所有権の登記名義人が登記義務者として権利に關する登記を申請する場合には、不動産登記法第三十五条第一項第一号の書面として、合併前のいすゞ之ヲ準用ス。

4 この法律の施行前に不動産の合併により移し、又は転写した所有権の登記でこの法律の施行の際現に効力を有するものがある不動産について、登記官は法務省令で定めるところにより、この法律による改正後の不動産登記法（以下「新法」という。）第八十五条第二項及び第九十七条第二項及び第九十八条第二項を削る。

5 この法律の施行前に登記された権利が共同担保目録に記載されないものがある場合において、この法律の施行後に同一の債権について他の一個又は数個の不動産に關する権利を目的とする先取特權、質権又は抵当権の保存又は設立が共同担保目録に記載されないものがある場合において、この法律の施行後に同一の債権について他の一個又は数個の不動産に關する権利を目的とする先取特權、質権又は抵当権の保存又は設立が共同担保目録に記載されなければならない。

6 前項の登記の申請があつた場合は、前年の登記にこの法律による改正前の不動産登記法（以下「旧法」という。）第一百二十五条第一項又は第一百二十七条第一項の規定により准用する場合を含む。）の規定によると、その登記に旧法による登記の登記済証及び合筆又は合併の登記の登記済証を提出することができる。

7 新法第二百二十七条第三項の規定は、附則第五項の登記をした場合において、同項後段において準用する新法第二百二十三条第四項前段の共同担保目録があるときに準用する。

8 前項の規定により共同担保目録の送付を受けた登記所は、遅滞なく、附則第六項に定めた手続をしてなければならない。

9 新法第二百二十六条第三項の規定は、附則第五項前段の共同担保目録又は附則第七項の規定により送付された共同担保目録に準用する。

10 附則第五項から前項までの規定は、この法律の施行前に登記された先取特權、質権又は抵当権で、その登記に旧法第二百二十七条第一項（第二百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定によると、その不動産に關する権利を共同担保目録に記載されないものを表示した共同担保目録を添附しなければならない。この場合には、新法第二百二十三条第四項前段の規定を準用する。



(方式の範囲)

第五条 遺言者の年齢、国籍その他の個人的資格による遺言の方式の制限は、方式の範囲に属するものとする。遺言が有効であるために必要なとされる証人が有すべき資格についても、同様とする。

(本国法)

第六条 遺言者が地方により法律を異にする国の国籍を有した場合は、第二条第二号の規定の適用については、その国の規則に従い遺言者が属した地方の法律を、そのような規則がないときは遺言者が最も密接な関係を有した地方の法律を、遺言者が国籍を有した国の法律とする。

(住所地法)

第七条 第二条第三号の規定の適用については、遺言者が特定の地に住所を有したかどうかは、その他他の法律によつて定める。

(公序)

第八条 外国法によるべき場合において、その規定の適用が明らかに公の秩序に反するときは、これを適用しない。

附 则

1 この法律は、遺言の方式に関する法律の抵触に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過規定)

2 この法律は、この法律の施行前に成立した遺言についても、適用する。ただし、遺言者がこの法律の施行前に死亡した場合には、そ

の遺言については、なお從前の例による。

(法例の一部改正)

3 法例(明治三十一年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第三項を削る。

第三十条の次に次の二条を加える。

第三十一条 本法ハ遺言ノ方式ニ付テハ之ヲ適用セズ但第二十七

条第二項及ビ第二十八条第一項ノ規定ハ此限ニ在ラズ

(民法の一部改正)

4 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「法例ノ定ムル所を

〔法例其他準拠法ヲ定ムル法律〕に改める。

式の準拠法に關する規定を整備する  
遺言の方式に關する法律の抵触に  
關する条約の批准に伴い、遺言の方  
提出する理由である。

○質屋國務大臣　ただいま議題となりました不動産登記法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

この法律案の趣旨は、不動産登記事務の適正迅速な処理をはかるために、不動産登記法の一部を改正して、登記手続を合理化及び簡素化することにあります。そのおもな内容を申し上げますと、

第一点は、抵当権その他の担保権の登記手続を合理化及び簡素化すること

であります。しかし、その第一は、

抵当権その他の担保権の登記において、現在登記事項とされております元の登記の申請の場合はみることと本及び利息に關する弁済期の定めの登記は、その実益がきわめて乏しいのにかかるわざ、申請人及び登記所に多大の煩瑣な手数を要する結果となつておられますので、これを廢止しようとするものであります。その第二は、共同担保

關係を明確にし、共同担保に關する登記手続を合理化及び簡素化するため

に、共同担保については、すべて共同担保目録を設け、この目録を共同担保

關係の登記に利用しよろとするものであります。

第二点は、不動産の合併の登記手続を簡素化とともに、合併後の不動

産の所有権の登記を簡明にすることであります。現在、不動産の合併の登記においては、合併前の不動産の所有権の登記を多数移記することとなつてお

りますが、これはきわめて煩瑣な手数を要するのみならず、合併後の不動産の所有権の登記としては、かえつて簡

明を欠きますので、合併の登記をするときには、登記官吏が合併後の不動産に

ついて、單一の所有権の登記をするこ

ととして、合併後の不動産の所有権の登記を簡明にすると同時に、合併の登記手続を簡素化しようとするものであ

ります。

第三点は、以上に述べました以外の

点について登記手続の合理化及び簡素化をはがることであります。しかし

その第一は、現在保証書を提出し

て、その第一は、現在保証書を提出するのであります。しかし

従来の実績に照らし、この事前通知を

所有権に關する登記及び不動産の合併の登記の申請の場合はみすることと交通の利便等にかんがみ、鶴沢簡易裁判所の管轄に屬する山梨県西八代郡上

二は、合併後の不動産に關する所有権の登記の登記済証を簡略化し、合併後

の登記の登記済証を簡略化し、合併後

第一は、簡易裁判所の管轄区域の変

更であります。すなわち、土地の状況の登記の申請の場合はみすることと交通の利便等にかんがみ、鶴沢簡易裁判所の管轄に屬する山梨県西八代郡上

二は、合併後の不動産に關する所有権の登記の登記済証を簡略化し、合併後

の登記の登記済証を簡略化し、合併後

次に、この法律案の要点を申し上げますと、第一に、遺言は、その方式が、(1)行為地法、(2)遺言者の本国法、

(3)不動産に関する遺言についてその不動産の所在地法のいずれかに適合するときは、方式に關し有効であるも

のとしてあります。このように多数の法律が準拠法とされておりますのは、

遺言が単なる方式上の理由で無効とされるなどを、準拠法を指定する法律の立場からはできる限り避けようとするものであります。なお、遺言を取り消す遺言については、さらに、その方式が、従前の遺言の準拠法は適合するときも、方式に関し有効であるものとしております。

第二は、この法律の適用範囲を明らかにするために、若干の規定を設けております。

第三に、遺言者の本国法及び住所地法を決定する基準についての規定を設けております。

第四は、外国法の適用がわが国の公の秩序に反する場合には、それを適用しないこととしております。

第五に、この法律は、前に述べました条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとし、これに伴う経過措置を定めるとともに、法例及び民法について所要の整理をすることとしております。

以上が、この法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決いただきますよう希望いたします。

○濱野委員長 以上をもちまして、各案の提案理由の説明は終わります。

質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時九分散会